

## 情報

## 国民健康保険のお知らせ

## 医療費通知書を発送します・限度額適用認定証について

## 医療費通知書を発送します

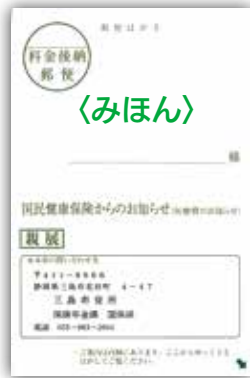
医療費通知書は医療費全体額をお知らせするものです。この機会に、実際にかかった医療費を確認し、はしご受診や夜間・休日の割高な受診などが家計の負担になっていないかを確認してみましょう。また、この通知書は確定申告の医療費控除申告手続きに使用できます。(医療機関などの欄が明記されていないものは領収書が必要)

## ■ 7月下旬発送の医療費通知書について

1～2月診療分の医療費を通知します。(以降2カ月分ごとに8月、9月、11月、令和5年1月、3月に郵送予定)

国民健康保険加入者で今年の1月以降に医療機関などを受診した人  
再発行はできませんので、大切に保管してください。

☎保険年金課 ☎ 983・2604



## 限度額適用認定証について

医療費が高額になりそうなとき、限度額適用認定証を保険証とともに各医療機関で提示すると、窓口負担額(入院・外来は別扱い)が自己負担限度額で済みます。なお、限度額は年齢と所得によって異なり、認定証の交付には市役所窓口(保険年金課国保係)での申請が必要です。

## ■ 交付対象

国民健康保険に加入し(※1)国民健康保険税に滞納のない人で、70歳未満の人、または一定の所得区分(※2)に属する70～74歳の人

※1 国民健康保険以外の方は、加入している医療保険にお問い合わせください。

※2 限度額適用認定証の対象にならない区分の方は、高齢受給者証が代わりになります。

※詳細は市ホームページ

☎保険年金課 ☎ 983・2604



▲詳細はこちら

## 情報

## 申請をお忘れではないですか

## 国民年金「学生納付特例」

20歳以上の学生で、国民年金保険料の納付が困難な場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例」を申請することができます。

## 学生納付特例を希望する

特例対象期間 令和4年4月～令和5年3月分

※来年度分は令和5年4月から申請可

申請場所 保険年金課 国民年金係窓口

※郵送で申請可(申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロード)

学校教育法で定める大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在学の人(定時制、夜間部、通信課程も含む)

▶基礎年金番号を明らかにできる書類(年金手帳、国民年金保険料納付書、基礎年金番号通知書など)  
▶学生証(表裏のコピーでも可)または在学証明書(原本) ▶前年就業していた人は、離職票か雇用保

険受給資格者証の写し

※10年以内であれば保険料を納付(追納)できますが、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、猶予されていたときの保険料に追納加算額が上乗せされます。

## 継続して学生納付特例を希望する

令和3年度に学生納付特例が承認され令和4年度も在学中の場合、4月に日本年金機構から送付されている、はがき形式の申請書を返送するだけで、継続の申請手続きができます。

※学生納付特例を承認された人で、納付への変更を希望する場合は、日本年金機構三島年金事務所へ納付書送付をご依頼ください。

☎日本年金機構三島年金事務所

☎ 973・1166

☎保険年金課 ☎ 983・2606



▲20歳向けの年金制度説明動画

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用(記載なしは無料)・対対象・

定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み(記載なしは不要)・問問合せ

※新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、掲載した事業を中止・延期  
 または内容変更する場合があります。(最新情報は市ホームページでご確認ください。)

情報

申請が必要な場合があります

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）のご案内

■支給対象者 ①～③のいずれかに該当する人

- ①令和4年4月分の児童手当または、特別児童扶養手当の支給を受けていて、令和4年度分の住民税(均等割)が非課税の人
- ②18歳(障がい児については20歳未満)までの児童を監護している人で、令和4年度分の住民税(均等割)が非課税の人
- ③18歳(障がい児については20歳未満)までの児童を監護している人で、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の状況となった人

☒子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給している人は対象外

■支給額

対象児童1人につき5万円を支給

■申請の要否

支給対象者①

- ▶市から児童手当・特別児童扶養手当の支給を受ける人(申請不要):児童手当・特別児童扶養手当の振込口座に振り込みます。
- ▶公務員(要申請):下記の方法で申請してください。

支給対象者②、③(要申請)

下記の方法で申請してください。

■申請方法

7月25日(月)～令和5年2月28日(火)の間に、申請書を直接または郵送で子育て支援課☎411・8666 北田町4・47  
 ※郵送の場合は当日消印有効  
 ※申請書、添付書類など詳細は市ホームページ  
 ☎子育て支援課☎983・2712



▲市ホームページ

情報

マイナポイント第2弾開始

マイナンバーカード・マイナポイント手続き申請サポート

下記の会場で手続き申請サポートを行います。

会場	日時
中郷文化プラザ	8月14日(日) 8月28日(日)
北上文化プラザ	8月13日(土) 8月27日(土)
錦田公民館	8月4日(木) 8月18日(木)
坂公民館	8月12日(金)
	午前9時30分～正午 午後1時～4時30分
	午後1時30分～4時30分

■マイナンバーカードの申請サポート

- ☒申請方法の説明、申請用写真の撮影とインターネットを利用した申請サポート、受取方法の説明
- 持「申請書」または「本人確認書類」

■マイナポイント申込みなどのサポート

- ☒制度および手続き案内、マイナポイント申込み、健康保険証登録・公金受取口座登録のサポート
- 持マイナンバーカード、マイナンバーカードの暗証番号、申し込みたいキャッシュレス決済サービスの情報、本人名義の預金通帳

■「健康保険証利用登録(①)」「公金受取口座登録(②)」に対するマイナポイント申込みが始まりました

☒利用登録(①) 口座登録(②)を行っただけでマイナポイント申込みをすると、合計15,000円分(①・②各7,500円分)のポイントが受け取れます。

☒9月末までにマイナンバーカードを申請した人  
 ☒令和5年2月末までに「マイナポイントアプリ(スマホ用)」または「マイキーID作成・登録準備ソフト(パソコン用)」で申込み

☒利用登録、口座登録を済ませている人も、改めてポイント受け取りのための申込みが必要。カード取得時の5,000円相当ポイントの申込みをしても、改めてポイント取得の申込みが必要。

※詳細は広報みしま6月1日号  
 または市ホームページを参照

☎市民課☎971・0178

☎マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120・95・0178



▲市ホームページ



▲総務省ホームページ